

## 遠隔臨場の試行要領（建築版）

### （目的）

第1条 この要領は、静岡県が発注する建築工事（設備工事を含む。）及び建築関連業務委託において、受発注者の業務効率化等を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会い及び検査（以下、「遠隔臨場」という。）の試行について必要な事項を定めるものである。

### （対象）

第2条 原則として、静岡県が発注する全ての建築工事及び建築関連業務委託を対象とする。

対象となる工事及び業務は、遠隔臨場の試行要領（建築版）特記仕様書を添付して発注手続きを行うこととし、受発注者間の協議により遠隔臨場を実施することができるものとする。

また、既契約の工事等についても、受発注者の協議により、遠隔臨場の試行要領（建築版）特記仕様書の適用を合意することで、本試行要領と同様の取扱いができるものとする。

### （適用）

第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員（以下、「監督員等」という。）にリアルタイム配信を行い、双方向通信で相互に確認を行うことにより、監督員等が必要とする情報を入手できると判断した場合に限り適用できるものとする。

### （実施方法）

第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

#### （1）事前調整

受注者は、実施に先立ち、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

#### （2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員等の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。また、遠隔臨場の写真は、黒板に「遠隔臨場」と記載して撮影する。

### （実施手続）

第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

#### （1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

(2) 遠隔臨場の実施日時

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、週間工程表又は月間工程表（業務委託であれば業務実施工程表等）、検査申請書の検査内容欄（業務委託であれば委託業務検査依頼書の備考欄等）に遠隔臨場であることを明記し、監督員等の確認を受ける。

ただし、監督員等が必要と判断した場合は、受注者が遠隔臨場を希望した場合においても、臨場により実施するものとする。

(3) 遠隔臨場の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員等に対して通信を開始して実施する。

ただし、遠隔臨場にて、必要となる情報が得られなかった場合は、臨場により実施するものとする。

(4) 遠隔臨場の実施記録の確認

受注者は、遠隔臨場による立会を実施した場合、実施記録を監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

(機器等の手配・仕様)

第6条 受注者及び監督員等は、以下のとおり遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

(1) 受注者は、必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。

(2) 監督員等は、監督員等が保有するインターネット通信が可能な端末を利用する。なお、監督員等個人が所有するモバイル端末等を用いることは妨げない。

(3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、監督員等が使用する端末で利用が可能であり、かつ、監督員等の利用に際して費用が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第7条 費用は以下のとおりとする。

(1) 建築工事

受注者が行う機材等の手配に要する費用は、当初の共通費に含まず、受発注者の協議により、設計変更を行う。

(2) 建築関連業務委託

受注者が行う機材等の手配に要する経費は、諸経費に含まれるものとし、別途計上しない。

(試行の検証)

第8条 遠隔臨場を実施した受注者は、静岡県が行う有効性や効果、課題等について把握する調査に協力する。

(その他)

第9条 本要領に定めのない事項は、受発注者間で協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年10月1日から施行する。